#### 調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

栃木県 市区町村数 25

														市区町不致	25		
都「		市			事	庁	諮	里 <i>七</i>	司参画に関する条例				:共同参画に関する				
道 [		区				内 連	問	カメスト	可参画に因りる未列			(2022年	4月1日現在で有る	効なもの)			
府日	町			所	務	経絡	機		有		無		有				無
県	村	町	担当課(室)名			絡会	関				現				/ 44.77	計画	
<b> </b>	⊐ l			属	所	議	の				在				女性活 躍推進		現在
	ı	村		馮		の	有	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	の	計画名称	計	画期間	法との	の	。 の
Ľ.	۲	名				有無	無				状況				関係	方法	状況
Ħ	≒	<sup>11</sup>			=	\\\\	7115				///						
						19	18	13				24					
			男女共同参画課	1	1	1			2003年6月27日	2003年7月1日		第4次宇都宮市男女共同参画行動計画	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
9 2	02		人権・男女共同参画課	1	1	1			2004年3月24日	2004年4月1日		足利市男女共同参画基本計画(第4期)	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	
			人権·男女共同参画課	1	1	1				2011年4月1日		とちぎ市男女共同参画プラン第2期計画	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
			人権 男女共同参画課	1	1	1				2006年7月1日		佐野市男女共同参画プラン(第3期)	2020年4月	~ 2025年3月	1	1	
9 2	05	鹿沼市	人権推進課	1	2	1	1	鹿沼市男女共同参画推進条例	2006年9月28日	2006年10月1日		かぬま男女共同参画プラン2022	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
			総務課	1	2	1			2009年3月12日	2009年4月1日		男女共同参画プラン日光(第2期計画後期計画) 期計画)	2022年4月1日	~ 2026年3月31日		1	
9 2	80	小山市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	小山市男女共同参画推進条例	2004年6月30日	2004年7月1日		第4次小山市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
9 2	09	真岡市	市民協働推進室	1	2	1	1	真岡市男女共同参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		第4次真岡市男女共同参画社会づくり計 画	2022年4月	~ 2026年3月	1	1	
9 2	10	大田原市	政策推進課	1	2	1	1	大田原市男女共同参画を推進する条 例	2004年9月28日	2004年10月1日		 おおたわら男女共同参画プラン(第4次大田原市男女共同参画行動計画)	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
9 2	111	矢板市	生涯学習課	2	2	1	1				0	矢板市男女共同参画計画 あいプラン 四期計画	2018年4月	~ 2023年3月	1	1	
			市民協働推進課	1	2	1		那須塩原市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		(第3次那須塩原市男女共同参画行動計 画)	2017年4月1日	~ 2023年3月31日	1	0	
9 2	14		総合政策課政策推進室	1	2	0	0				0	第4次さくら市男女共同参画計画	2019年3月	~ 2023年2月	1	1	
9 2	15		教育委員会事務局生涯 学習課	2	2	1	1				2	~今日から ここから みんなから~ な すから男女共同参画計画	2018年4月	~ 2023年3月	1	1	
			市民協働推進課	1	2	1		下野市だれもが輝く男女共同参画社 会づくり条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第三次下野市男女共同参画プラン	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	
			生涯学習課	2	2	0	0				2						1
9 3	42	益子町	生涯学習課			0	0					第3期ましこ男女共同参画プラン	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	
9 3	43	茂木町	生涯学習課	2	2	0	0				0	茂木町男女共同参画計画(第1期)	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
9 3	44	市貝町	生涯学習課	2	2	1	0				0	男女共同参画い・ち・か・いプラン 第三期計画	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
9 3	45		生涯学習課	2	2	1	1				0	第3期芳賀町男女共同参画計画	2020年4月1日	~ 2025年3月31日	1	_1	
9 3	61		壬生町教育委員会事務 局生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次壬生町男女共同参画プラン	2017年4月	~ 2026年3月	1	1	
9 3	64		生活環境課	1	2	1	1	野木町男女共同参画推進条例	2014年3月19日	2014年4月1日		第3次野木町男女共同参画プラン	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	
			生涯学習課		2						2	(第1次塩谷町男女共同参画推進計画 (第4次塩谷町生涯学習推進計画))	2018年4月1日	~ 2024年3月31日	1	0	
			高根沢町生涯学習課		2	1	1				0	(高根沢町元気あっぷ計画(生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進計画))	2016年3月	~ 2025年3月	1	0	
			生涯学習課				1	那須町男女共同参画推進条例	2017年3月6日	2017年4月1日		那須町男女共同参画計画	2020年4月	~ 2025年3月	1	1	
9 4	11	那珂川町	生涯学習課	2	2	1	0				0	第2次那珂川町男女共同参画計画	2022年4月	~ 2027年3月	1	1	

## <選択肢回答>

庁内連絡会議 所属 1 首長部局 1 有

2 教育委員会 0 無

諮問機関 事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

### 男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

### 男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体 0 一体でない

# 計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

## 現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20	022年4月1日現在	で開設済の施設)								
道	区	区								施	設	씥	寶理•運	営主	体	
府 県		町				Ē	<b>听在地等</b>			形	態	施設	管理	事	<b>業運営</b>	ı
⊐ 	- -	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営理者	その他	直営	指定管理者	さり也
ا ا	ド	名										1			者	=
			5								5	4 1	0	4	1 0	)
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進セン ター	アコール	320-0845	宇都宮市明保野町7-1	028-636-4075	028-636-4079	https://www.city.utsunomiy a.tochigi.jp/shisei/koryu/da njo/1009426.html		0	0		0		
		足利市	足利市男女共同参画センター		326-0823	栃木県足利市朝倉町264	0284-72-8511	0284-72-7278	http://shimin- plaza.ashikaga-mbs.or.jp/		0	C	)		0	
9	203	栃木市							https://www.city.sano.lg.jp/				$\blacksquare$			4
		<b>在野巾</b>	佐野市男女共同参画推進セン ター	パレットプラザさの	327-0398	佐野市田沼町974番地3	0283-61-1140	0283-61-1142	soshikiichiran/shimin/jinke n_danjokyodosankakuka/gy omuannai/palette/index.ht		0	0		0		
9	205	鹿沼市							hii//							4
9	206	日光市		女性サポートセン ター	321-1443	栃木県日光市清滝桜ケ丘町210番地7	0288-53-1010	0288-54-0847	https://www.city.nikko.lg.jp /jinkendanjo/gyousei/shise i/danjo/support- center.html		0	0		0		
9	208	小山市	小山市男女共同参画センター		323-0023	栃木県小山市中央町2-2-21	0285-22-9296	0285-22-8972	https://www.city.oyama.toc higi.jp/map/danjyo.html		0	0		0		
9	209	真岡市														_
9	211	大田原市 矢板市											+		+	-
9	213	那須塩原市											$\Box$			4
9	214	さくら市 那須烏山市											+		-+	$\dashv$
9	216	下野市														
9	301	上三川町 益子町											<b></b> '			_
9	343	茂木町											+		-	-
9	344	市目町														_
9	345 361	芳賀町 壬生町											+		+	$\dashv$
9	364	野木町											世		士	ゴ
9	384	塩谷町 高根沢町											<b></b> -			4
		高恨沢町 那須町											+			$\dashv$
9	411	那珂川町														

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

栃木県
-----

都	市	市	男女共同	参画・女性の	) たと	カ の	総合的な	施	設	(20	22	年 4	月	1 [	日 現	,在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数	(人)								主		な	事業
府	町	ഥ															その他
県	村	町				<b>⊣</b> ⊢	予算額	広		相	情	苦	交	企	玉	調	
	□		名 称	設立年月日	常	非 常	(千円)	報	講 座	談	• 訊 坦報	情	流	の・	際	査	
$\mathbf{I}_{1}^{-}$	_	村			勤	勤		報啓発	座	事	· 提供集	苦情処理	交流促進	連 N 携 P	国際交流	調査研究	
'.	1	-						発		耒	未	埋	進	0	流	笂	
ド	ド	名															
			5					5	4	3	4	1	3	0	0	0	
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進セン ター	1986年4月1日	4	4	19,750	0	0	0	0		0				
9	202	足利市	足利市男女共同参画センター	1981年2月22日	7	0	1,531	0	0	0	0		0				
		栃木市			0	0	0	_		_							
		<b>佐野市</b>	佐野市男女共同参画推進セン	2009年1月1日	2	0	276	0	0	0	0	0	0				
		鹿沼市	ター		0	0	0										
		日光市	 日光市女性サポートセンター	2006年3月20日	3	4	6,024										
				2000年3月20日	0	0	152				0						
		真岡市	小田川五女共同参画センスー	2002年4月1日	0	0	0										
		大田原市			0	0	0										
		<del>久面冰巾</del> 矢板市			0	0	0										
		那須塩原市			0	0	0										
		さくら市			0	0	0										
9	215	那須烏山市			0	0	0										
		下野市			0	0	0										
9	301	上三川町			0	0	0										
9	342	益子町			0	0	0										
9	343	茂木町			0	0	0										
		市貝町			0	0	0										
9	345	芳賀町			0	0	0										
		壬生町			0	0	0										
		野木町			0	0	0										
		塩谷町			0	0	0										
		高根沢町			0	0	0										
		那須町			0	0	0										
9	411	那珂川町			0	0	0										

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、目	自 治	会 長	: 等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府	町	区	言		言	区	女 性	女 性	市	女 性	女 性	村	女 性	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性
県	村	町	年	   宣言名称	の		性 市	比	区	副	比	1,	性 町	比	村	副	比	会	自	比
⊐	⊐				"	長	区	率		市	率	長	村	率	13	町 ++	率		治	率
1	I	村	月		形	K	区 長 数	(%)	長	区 長	(%)	IX	長 数	(%)	長	村 長	(%)	長	自治会長	(%)
ド	ド	名	日		態	数	**		数	数		数	**		数	数 ———		数	数	
$\angle$				10		14	2	14.3	17	0	0.0	11	1	9.1	9	0	0.0	3,953	124	3.1
		宇都宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							785		
				「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							222		
				栃木市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	1	0	0.0							470		
				佐野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	. 0	0.0							167		3.0
			2012年3月4日	鹿沼市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							147	0	0.0
9	206	日光市	2008年3月15日	日光市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							224	0	0.0
9	208	小山市	2001年6月30日	小山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							260	4	1.5
9	209	真岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							133	2	1.5
9	210	大田原市				1	0	0.0	2	. 0	0.0							166	3	1.8
9	211	矢板市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5
9	213	那須塩原市				1	0	0.0	2	. 0	0.0							213	12	5.6
9	214	さくら市	2017年2月24日	さくら市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							75	2	2.7
9	215	那須烏山市				1	1	100.0	0	0								98	0	0.0
9	216	下野市	2016年12月10日	下野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							146	10	6.8
9	301	上三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	87	5	5.7
9	342	益子町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	3	4.2
		茂木町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
9		市貝町										1	0	0.0	0	0		85		5.9
9			2015年3月14日	芳賀町男女共同参画都市宣言	3							1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
		壬生町										1	0	0.0	1	0	0.0	81		6.2
9			2012年3月24日	野木町男女共同参画都市宣言	2							1	1	100.0	1	0	0.0	91		
9		塩谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	54		
9		高根沢町										1	0	0.0	0	0		49		
9		那須町										1	0	0.0	1	0	0.0	89		2.2
		那珂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	37		

く選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決

- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

-					
	調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他

都市道区府町	市区	目標	役定の対象でな	ある審譲	養会等の	目標及	び現状値	直	目標設定の対象である審議会等の範囲				の3)に基 登用状況		地方自委員	治法(第1 員会等にる	80条 <i>の</i> おける	05)に基づく 登用状況	(I) III) 1	i) 対防災会i のみ)	<b>養</b>	(再掲) 市町村[ (会長を	方災会議 含む)			調	査時点コード		
県 コ ー ド	村名	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち 女性委員	女 性 比 率 (%		議	ち女性委員	総	うち、年数	女 性 比 率 (%)	会等	ち女性委員	総委員数	女性委員 (%	員	うち 女性 委員	女性比率(%)	総委員数	女数   · 性 委   :	女生比率 後の は	D対 ある 義会 D目 その他 みび	地方第202 条の3)に 基づく審議 会のる は 会 は は は は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委員 会等における登用 状況	その他
				976	834	13,704	4,214	4 30	0.8	733	643	10,422	3,096	29.7	136	83	792	167 21	.1 64	18 70	10.8	697	74 1	0.6					
	小計							1		731	641	10,392	3,079	29.6	136	83	792	167 21.	.1					1/					
9 201	宇都宮市	30.0	2023年3月		76	1,327	352	2 26	3.5 法律・条令・要項等に定める審議会等	56	49	973	271	27.9	6	5	44	10 22		15 2	2 4.4	46		4.3	1	1		1	
9 202		40.0	2026年3月			1,000			5.1 <u>法令等で設置されている審議会等</u> 3.4 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条	43	30	489		25.4	6	5	32	8 25		10 5	12.5	41		2.2	1	1		1	
9 203	栃木市	35.0	2022年4月	90	87	1,642	598	8 36	'゚゚ 【の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	56	56	861	318	36.9	6	6	47	15 31	.9 4	11 4	9.8	42	5 1	1.9	1	1		1	
9 204	佐野市	32.5	2025年3月	49	45	676	186	6 27	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	43	41	643	180	28.0	6	4	33	6 18	.2	19	7 14.3	50	7 1	4.0	1	1		1	
9 205	鹿沼市	40~60%	2027年3月	55	41	680	150	6 22	2.9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	49	37	646	148	22.9	6	4	34	8 23	.5 3	38 2	5.3	39	2	5.1	1	1		1	
9 206	日光市	40.0	2026年3月	42	40	675	248	8 36	6.7 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	42	40	675	248	36.7	6	5	29	10 34	.5 4	16 9	19.6	47	9 1	9.1	1	1		1	
9 208	小山市	40%以上 60%以下	2026年3月	128	124	1,587	562	2 35	行政執行の前提として又は市政運営上の参考として必要な調査、研 5.4 究、諮問、調停、審査及び審議等を目的に、法律条例、要綱等に基づいて設置された機関	38	37	621	224	36.1	6	5	58	11 19	.0 3	39 8	20.5	40	8 2	0.0	1	1		1	
9 209	真岡市	33.0	2026年3月	34	34	503	14	7 29	議会	30	30	458	129	28.2	6	2	33	4 12	.1 2	27 2	7.4	28	2	7.1	1	1		1	
9 210	大田原市	35.0	2027年3月	71	57	1,017	228		2.4 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条 の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	35	29	525	118	22.5	6	3	35	7 20	.0 4	12 5	11.9	43	5 1	1.6	1	1		1	
9 211	矢板市	30.0	2023年3月	24	22	386	110	0 28	3.5 条例・規則等により設置されている懇談会・会議等	24	22	386	110	28.5	5	2	29	4 13	.8 1	18	5.6	19	1	5.3	1	1		1	
9 213	那須塩原市	40.0	2023年3月	40	34	532	168	8 31	1.6     法令又は条例で設置されている地方自治法202条の3に基づく審議会 	40	34	532	168	31.6	6	4	40	6 15	.0						1	1		1	
9 214	さくら市	40.0	2025年3月	28	23	362	2 114	4 31	1.5 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	28	23	362	114	31.5	5	3	31	6 19	.4 2	21 (	3 14.3	22	3 1	3.6	1	1		1	
9 215	那須烏山市	35.0	2023年3月	23	19	261	68	8 26	3.1 地方自治法第180条の5に基づく委員会及び地方自治法第202条の3 に基づく審議会	17	15	196	45	23.0	5	3	32	8 25	.0	10 (	0.0	11	1	9.1	1	1		1	
9 216	下野市	40.0	2026年3月	47	38		25	1 36	0.1 に基づく審議会 6.1 法律·条例·要綱等に定める審議会等	31	25	471		38.0	6	3	32	6 18		27 !	18.5	28		7.9	1	1		1	
9 301	上三川町	37.0	2022年3月	24	22	275	98	8 35	5.6  上三川町内審議会	21	21	268		36.9	5	3	31	9 29				26		3.8	1	1		1	
9 342	<u>益子町</u>	35.0	2026年3月	17	17	266	69	9 25	5.9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	17	17	266		25.9	5	3	27	6 22		22 2	9.1			8.7	1	1		1 1	
9 343	<u> </u>	00.0	0000 5 4 5	10				F 2-		10	9	154	36	23.4	5	2	23	4 17		24	4.2			4.0		1 1		1 1	
9 343 9 344 9 345	<u> </u>	30.0 38.0	2023年4月 2025年3月	12	10	140	3	5 25	5.0 3.8 地方自治法202条の3に基づく審議会	12 21	10 21	140 292	35 84	25.0	5	2	25 24	6 24 4 16		20	5.0 5 16.7	21 31		4.8 6.1	1	1 1		1 1	
9 345	<u>刀貝凹</u> 千牛町	36.0	2020年3月		21	292	. 84	<del>4</del> 28	D.O   地刀日/II/広ZUZ米UJSIC本 八番퍲云	20	19				5	<u>ال</u> 1	23	2 8		21 -	1 4.8			4.5	1	1		1 1	
9 364	<del></del> 野木町	1				1		+		21	17			27.8	5	3	23	6 26		20 (	0.0	21		4.8	1	1 1		1 1	
9 384	塩谷町	23.0	2022年4月	25	16	290	5	3 18	3.3 下記のとおり	24	15	290		18.3	5	3	26	6 23		27	5 18.5	28		7.9	1	1		1	
9 386	高根沢町									10	9	127	35	27.6	5	3	22	5 22	.7	14 2	14.3	15	2 1	3.3	1	1		1	
9 407		30.0	2025年3月	23	18	249	62	2 24	4.9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	23	18	249	62	24.9	5	3	26	4 15	.4	16 (	0.0	17	0	0.0	1	1		1	
9 411	那珂川町	35.0	2027年3月	27	22	293	79	9 27	1 法律又は、政令により設置されている審議会等 7.0 2 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	20	17	260	73	28.1	5	3	33	6 18	.2	11 (	0.0	12	0	0.0	1	1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

4																														
都	市	市																							/ <del></del> 18\			/ <b></b> 18\		
道	区		Α.	標設定の対象	でもる	定議合生	の日堙1	ひょくままり	- /击	目標記	役定の対		る審議:	会等の				の3)に基					の5)に基		(再掲)	村防災会	△議	(再掲)	村防災金	会議
		区		宗政定の対象	くめるも	计磁本寸	の日保	又い玩小	/IE			範囲			審	議会等	こおける	登用状況	,	委	員会等	こおける	登用状法	兄		委員のみ			長を含む	
府	町																								\2	~,	,	``_		٠,
県	村	町												$\overline{}$	1															
乐	ተነ	шј	目		審	うち	4//>	うち	女						審	うち	445	うち	女	委	うち	445	うち	女	4//>	うち	女	4//>	うち	女
□	⊐		標		議	女を	総 委	女等	性						議	女を	称委	女等	女 性 比·	員	女を 性含	松季	女等 性数	性	称季	女数	女性比	秘 委	女数	性
Ι.		村	値	目 標 年	会等	女性 委 登 数	員	性数	比 率		_				会 等	女性委員 を含む数	総委員	性数	比率	委員会等	性含し	総委員	性数	性比率	総委員	女数 性 委 員	比率	総委員	性委員	比 率
	I		(%)	度	·····································	変む   呂粉	数	委 員	(%)		/				<del>寸</del> 数	安む 呂粉	数		<del>4</del> (%)	<del>寸</del> 数	委む 員数	数	委員	<del>学</del> (%)	数	安吕	(%)	数	安 吕	(%)
ド	ド	名	(70)		~	貝奴		只	( / 6 /						32	貝双		只	( / 0 /	**	只 双		只	( / 0 /		只	( / 0 /		只	(/0/
Ë																														
$\angle$															2	2	30	17	56.7	0	0	0	0							
	$\angle$	宇都宮市													0	0	0	0		0	0	0	0							
$\angle$	$\angle$	足利市					/			$\angle$					0	0	0	0		0	0	0			$\angle$					
$\angle$	$\angle$	栃木市					/			<u>/</u>					0	0	0	0		0	0	0	_		$\angle$					
$\angle$	$\angle$	佐野市	/		/					_		/	/	/	0	0	0	0		0	0	0	_							
$\angle$	$\angle$	鹿沼市					/			<u>/</u>					0	0	0	0		0	0	0	_		<					
$\angle$	$\angle$	日光市													0	0	0	0		0	0	0			< < < < < < < < < < < < < < < < < < <					
$\angle$	$\angle$	小山市													0	0	0	0		0	0	0	_							
$\angle$	$\angle$	真岡市								_					0	0	0	0		0	0	0					$/\!\!\!/$			
$\angle$	$\angle$	大田原市								_					0	0	0	0		0	0	0			/					
$\angle$	$\angle$	矢板市					//			_					0	0	0	0		0	0	0			/		$\angle$			
$\angle$	$\angle$	那須塩原市					//			_					0	0	0	0		0	0	0			$ \sim $		/			
K	$\prec$	さくら市					/			_					0	0	0	0		0	0	0								
K	$\angle$	那須烏山市								_					2	2	30		56.7	0	0	0	_		$\sim$		$/\!\!/$			
K	$\angle$	下野市								_					0	0	0	0		0	0	0			$\sim$		$/\!\!/$			
K	$\prec$	上三川町								_					0	0	0	0		0	0	0								
K	$\angle$	益子町					/_			_					0	0	0	0		0	0	0			$\sim$		/_			
$\mathbb{Z}$	//	茂木町					/_			_					0	0	0	0		0	0	0								
K	$\prec$	市貝町													0	0	0	0		0	0	0					/			
K	/	芳賀町	/_				/								0	0	0	0		0	0	0								
K	$\angle$	壬生町					/			/					0	0	0	0		0	0	0			$ \sim $		//			
K	/	野木町					/			/	//				0	0	0	0		0	0	0	0		/		/_			
K	$\prec$	塩谷町													0	0	0	0		0	0	0								
K	$\angle$	高根沢町					/			/					0	0	0	0		0	0	0			/		//			
K	$\angle$	那須町	/_				/_								0	0	0	0		0	0	0					/_			
$\boldsymbol{\mathcal{V}}$		那珂川町													0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

1 ± 27   - 1 -	<del></del>																																	I =m	1						<b>=</b> ⊞ <b>I</b>	
1部 中	т										管	理職の	在職状況														職務上	の地位別	職員在  東	<b></b>				前		本庁の『	防災∙危棚	幾管理部局	るへの配置	置状況	十	
道区	区		1		> b 60/	7 miles					<b>60.7= ₹</b>	TIÁI.			~ .	40.7	-1 1746					60 /= T	TIÁN.				> L AD /					~ L An	/= +/ mil			n+ [5		1 -	- <i>L fre</i> - m n-h	6 Mel	鱼	
府 町	_	<b>#</b>	うち		うち一般行政	又戦	部	うち	<u></u>	<u> </u>	<u>−般行政</u> ┃	職	<b>ヵ</b> うち	- <u>-</u>	<b>つ</b> ち	一般行正	攻職	課	うち		<u> </u>	·般行政 	職	課	<u>i</u> ち	_	うち一般? 課	⊤烬職 ┃	]   <sub>         </sub>	うち	_	うち一般	<u>行政職</u>	一		防  う  災部	iち   .		うち管理職 うち	<u> </u>	時	
県  村	町	理	告	女性	管 理 うち	女 性	局長		性	一局	うち	女 性	次	性	次星	うち	女 性	長		性	課長	うち	女性	補		性	長 対	女 性	長		性	係 うだ		点	そ の ft	世・局	+ '	女 性		女 性	点(	; の 他
	<b> </b>   村	職総	女理	比	職 女理	比	相	女性	比率	長   相	女 性	比率	相 女 生	比率	相	女 性	比	相当	女 性	上 率	相	女 性	比	佐 相	女 性	比 率	佐 炊	比	相	女 性	比   ;	相性	比比	-		機員	性	比 率	女性	比	_	
		数	性職数	率	総 性職 数 管数	率 (%)	当職	数	(%)	当開	数	率 (%)	職数	(%)	当 職	数	率 (%)	職	数	(04)	当 職	数	率 (%)	当職	数	(%)	相 数 数	率 (%)	職	数	(%)	当   <sup>1</sup> 職   数				管数理		%)	数	率 (%)		
ドド	名									- 地														収			職							ド							ド	
		1,342	2 207	15.4	1,105 174	15.7	219	15	6.8	199	15	7.5	67 3	3 4.5	55	3	5.5	1,056	189	17.9	851	156	18.3	1,400	446	31.9	1,028 290	28.8	3,383	1,235	36.5 2	2,246	776 34.0	6		132	14 1	10.6	.0 1	5.0		
9 201	宇都宮市	247	34	13.8	190 29	15.3	26	5 2	7.7	22	2	9.1	34 1	1 2.9	28	1	3.6	187	31	16.6	140	26	18.6	137	19	13.9	111 14	12.6	390	80	20.5	260	50 19.	2 1		10	3 3	30.0	2 1	50.0	1	
9 202		74	8	10.8	62 7	11.3	11	1	9.1	9	1	11.1	31 2	2 6.5	26	2	7.7	32	5	15.6	27	4	14.8	156	32	20.5	116 2	7 23.3	366	132	36.1	208	74 35.	3 1		7	0	0.0	1 0	0.0	1	
9 203		123	18	14.6	102 16	15.7	20	) 4	20.0	18	4	22.2	0 (	ס	0	0		103	14	13.6	84	12	14.3	249	85	34.1	172 5	32.0	336	137	40.8	236	04 44.	1		8	1 1	12.5	2 0	0.0	1	
9 204		87	10	11.5	64 9	14.1	15	5 1	6.7	12	1	8.3	0 (	ס	0	0		72	9	12.5	52	8	15.4	0	0		0 (	)	188	57	30.3	128	41 32.0	) 1		8	0	0.0	1 0	0.0	1	
9 205	鹿沼市	86	12	14.0	64 12	18.8	15	5 0	0.0	13	0	0.0	1 (	0.0	0	0		70	12	17.1	51	12	23.5	79	29	36.7	42 13	31.0	120	38	31.7	76	25 32.	1		5	1 2	20.0	1 0	0.0	1	
9 206		73	6	8.2	58 4	6.9	16	s c	0.0	14	0	0.0	0 0	0	0	0		57	6	10.5	44	4	9.1	90	17	18.9	57	10.5	398	160	40.2	227	89 39.	2 1		4	0	0.0	0 0		1	
9 208	小山市	65	13	20.0	53 11	20.8	15	5 2	13.3	13	2	15.4	0 (	ס	0	0		50	11	22.0	40	9	22.5	34	5	14.7	21	14.3	383	131	34.2	229	89 38.	1		9	1 1	11.1	1 0	0.0	1	
9 209		46	5	10.9	41 5	12.2	9		0.0	9	0	0.0	0 0	ס	0	0		37	5	13.5	32	5	15.6	35	9	25.7	30	30.0	68	22	32.4	58	20 34.	5 1		5	1 2	20.0	1 0	0.0	1	
9 210	大田原市	40	7	17.5	36 6	16.7	12	2	16.7	11	2	18.2	0 (	ס	0	0		28	5	17.9	25	4	16.0	21	8	38.1	17	35.3	101	29	28.7	78	22 28.	2 1		8	0	0.0	1 0	0.0	1	
9 211	矢板市	27	8	29.6	24 6	25.0	10		0.0	10	0	0.0	0 0	0	0	0		17	8	47.1	14	6	42.9	66	24	36.4	52 1	7 32.7	87	30	34.5	68	20 29.	1		5	0	0.0	2 0	0.0	1	
9 213	那須塩原市	76	7	9.2	69 5	7.2	22	2 0	0.0	21	0	0.0	1 (	0.0	1	0	0.0	53	7	13.2	47	5	10.6	76	30	39.5	71 29	40.8	333	151	45.3	222	75 33.	3 1		5	1 2	20.0	2 0	0.0	1	
9 214	さくら市	73	11	15.1	64 9	14.1	10	) (	0.0	10	0	0.0	0 (	0	0	0		63	11	17.5	54	9	16.7	40	18	45.0	28 1	39.3	77	30	39.0	58	17 29.	3 1		5	0	0.0	2 0	0.0	1	
9 215	那須烏山市	44	8	18.2	36 5	13.9	3	3 1	33.3	3	1	33.3	0 (	0	0	0		41	7	17.1	33	4	12.1	39	19	48.7	29 14	48.3	88	45	51.1	63	30 47.	3 1		4	0	0.0	0 0		1	
9 216	下野市	37	4	10.8	32 3	9.4	19	) 1	5.3	18	1	5.6	0 (	)	0	0		18	3	16.7	14	2	14.3	122	51	41.8	82 2	2 26.8	26	16	61.5	10	3 30.0	) 1		6	1 1	16.7	0 0		1	
9 301	上三川町	14	4	28.6	12 4	33.3	0	) (	)	0	0		0 (	0	0	0		14	4	28.6	12	4	33.3	14	2	14.3	12	16.7	27	8	29.6	22	6 27.	3 1		3	0	0.0	1 0	0.0	1	
9 342	益子町	16	3	18.8	15 3	20.0	2	2 0	0.0	2	0	0.0	0 (	ו	0	0		14	3	21.4	13	3	23.1	0	0		0 (	D	46	17	37.0	46	17 37.0	) 1		2	0	0.0	0 0		1	
9 343	茂木町	13	1	7.7	13 1	7.7	0	) (	)	0	0		0 0	ו	0	0		13	1	7.7	13	1	7.7	20	5	25.0	20	25.0	17	6	35.3	17	6 35.	3 1		5	1 2	20.0	1 0	0.0	1	
9 344	市貝町	11	1	9.1	10 1	10.0	0	) (	)	0	0		0 (	0	0	0		11	1	9.1	10	1	10.0	12	3	25.0	11 :	3 27.3	34	11	32.4	33	11 33.	3 1		11	3 2	27.3	1 0	0.0	1	
9 345	芳賀町	17	4	23.5	16 3	18.8	3	3 (	0.0	3	0	0.0	0 (	ס	0	0		14	4	28.6	13	3	23.1	23	11	47.8	16	7 43.8	26	10	38.5	21	7 33.	3 1		2	0	0.0	0 0		1	
9 361	壬生町	52	. 14	26.9	43 11	25.6	7	' (	0.0	7	0	0.0	0 (	ו	0	0		45	14	31.1	36	11	30.6	49	23	46.9	34 14	41.2	34	16	47.1	22	7 31.	3 1		3	0	0.0	0 0		1	
9 364	野木町	17	3	17.6	15 3	20.0	4	1	25.0	4	1	25.0	0 0	o	0	0		13	2	15.4	11	2	18.2	16	5	31.3	10	30.0	30	10	33.3	28	9 32.	1		3	0	0.0	0 0		1	
9 384	塩谷町	24	7	29.2		26.3		) (		0	0		0 (	o	0	0		24	7	29.2	19		26.3	20	9	45.0	16	37.5			37.0	22	9 40.	_		3		0.0	0 0		1	
9 386	高根沢町	18		11.1		12.5		) (		0	0		0 (	)	0	0		18	2	11.1	16	2	12.5	29	9	31.0	22	7 31.8	_		53.4		22 47.			5		20.0	1 0	0.0	1	
9 407		39	_	23.1		26.5		) (	)	0	0		0 (	0	0	0		39	9	23.1	34	9	26.5	47	24		40 19	9 47.5	43		65.1	17	5 29.			3		0.0	0 0	-	1	-
	那珂川町	23		34.8		29.4		) (	)	0	0		0 (	)	0	0		23	8	34.8	17		29.4			34.6	19	1 21.1			33.8	51	18 35.			3		0.0	0 0	-	1	

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市市市	ī ,				市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
区 区 町 村 町	4成員の近小人は旧社の人があった。	問1 議員の出産を欠席事由 して明記した規定(産休 含む)があるか。	問2 と 問1で1. を選択した場 を 合、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1. を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問6 問1で1.を選択した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。 るか。	て、以下 てください 1. 明 2. 明 3. 明	の事由い。 引記した。 引記した。 引記した。 引記した。	について1~ 規定がある 規定はないた 規定がなく、	観点からの欠 4のいずれか 、運用上認め 軍用上も認め 過去に事例が	ていない
コ 村 I	1. 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 議 会 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	産前産後期間よりも短い。	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	配偶者 の 出産	. 育儿	鬼 家族の 看護	家族の 介護	疾病 その
ド名	i 13 1の合計	25	0	24			25	24	1 24	24	24 22
	3 2の合計	0	24	1		25	0	1	1	1	1 2
	5 3の合計 4 4の合計	0	0			0	0	0	0	0 0	0 0
201 宇都宮市	宇都宮市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員は次に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、全国健康保険協会、金	1	2	1	宇都宮市議会会議規則 第2条2 議員は、本人又はその配偶者の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
202 足利市	足利市職員の旧姓使用に関する取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた本市 の一般職の職員(以下、「職員」という。)が、職務に関し、改姓前の戸籍上の氏(以 下、「旧姓」という。)を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を 定めるものとする。	1	2	1	足利市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1 1
203 栃木市	栃木市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる文書等について、旧姓使用を行うことができるものとする。 (1) 職場における呼称 (2) 座席表 (3) 職員名簿 (4) 栃木市職員服務規程(平成22年栃木市訓令第22号)に別記様式として掲げるもの(別記様式第14号、第15号、第16号及び第18号を除く。) (5) 栃木市文書取扱規程(平成22年栃木市訓令第3号)に別記様式として掲げるもの (6) 前各号に掲げるもののほか、公権力の行使又は公務員としての身分の証明に関わらない軽易な文書等	1	2	1	栃木市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1 2
204 佐野市	(趣旨) 第1条 この要領は、本市の一般職の職員(地方公務員(昭和25年法律第261号)第1条 この要領は、本市の一般職の職員及び第22条第5項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員という。)が構想、養子縁組その他の事由以下「嫌姻等」という。)により戸籍もの氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍もたく以下「旧姓」という。)を職務上使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる範囲)第2条 職員の呼称は、旧姓使用ができる。 2 職員は、別表に掲げるものを除く文書において旧姓使用ができる。(旧姓使用のの申請)第3条 職員は、旧姓使用をようとするときは、旧姓使用を示され、「四姓の申请書」の氏を改めたことを証する書類を派えて、所属表を経て市長に提出とおければならない。 1 前項の規定による申請は、原則として、佐野市職員服務規程(平成17年佐野市は、日本の表の号)第21条に規定する程度事項の英勤の居出と併せて提出するものとする。(旧姓使用の承認)第4条 市長は、規定による申請を受けた場合において、根務遂行上及び事務処理との支障がないと認めるときは、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、その旨を所属長を経て当該職員に通知しなければならない。(旧姓使用の中止)第5条 前条第2項の通知を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓使用者中止しようとするときは、旧姓使用市止届(別記様式第3号)を所属表を経て市長に提出しなければならない。 2 職員は、特段の事情がある場合を除き、第3条第1項の申請及び前項の居出を総り返してはならない。 2 職員は、特段の事情がある場合を除き、第3条第1項の申請及び前項の居出を総り返してはならない。 ( 質務)第6条 市長は、旧姓使用者台帳(別記様式第4号)を整備するとともに、旧姓使用の適切な運用及び管理に努めなければならない。 ( 1 日	1	2	1	佐野市議会議会議規則(平成17年5月17日議会規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。		1	1	1	1	1 2

都	<b>†</b>	市					市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査			
道府	玄     T   T   H	区 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 町		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。		した場合、出産	該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問6 問1で1.を選択した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の事由につてください。 1. 明記した規定 2. 明記した規定 3. 明記した規定	の両立の観点からの欠席事由につい いて1~4のいずれか一つに○をつ がある はないが、運用上認めている がなく、運用上も認めていない がなく、過去に事例がない	
П	□ ;	1. 明記した規定があり、	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。	産前産後期間よりも短	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	配偶者 の 育児 出産	家族の 家族の 看護 介護 疾病 その	の他
9 2	5 鹿沼で	名	鹿沼市議会	1	2	1	鹿沼市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1 1 1 1	1
	06 日光〒		日光市議会小山市議会	1	2	1	日光市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1		1
	09 真岡市	真岡市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員 が職務に関し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)につい て必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、この訓令の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。)に旧 姓を使用することができる。		1	2	1	真岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1		1
		(1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、全国健康保険協会、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおよぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等  大田原市職員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の誤解又は混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。					大田原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に				
	10 大田原	書等の基準は、別表のとおりとする。  矢板市職員旧姓使用取扱規定  第2条 職員は、法令上又は実務上において戸籍上の氏を使用することとされている まのその他事務処理上の都会により旧姓を使用することが困難であるものとして終		1	2	1	あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (R3議会規則1. 一部改正)  矢板市議会会議規則  第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内		1 1		1
		用することができるものとする。					において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。  那須塩原市議会会議規則  (会議の欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。				
9 2	13 那須均	3 さくら市職員旧姓使用取扱基準	那須塩原市議会	1	2	1	2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。  さくら市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多		1 1		
9 2	14 さくらī	この取扱基準は、さくら市職員(臨時的任用職員及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。  2 旧姓を使用できる文書等 (1)職員は、市長の承認を受けて、職員の間で使用している文書及び軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、	さくら市議会	1	2	1	第2条2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するま での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する ことができる。		1 1		1
		3 旧姓使用の申請 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申出書(様式第1号) を所属長を経て市長に提出しなければならない。 4 旧姓使用の承認 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、 所属長を経て当該職員に通知するものとする。									
9 2	15 那須原	那須烏山市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令上又は実務上において戸籍上の氏を使用することとされているものその他事務処理上の都合により旧姓を使用することが困難であるものとして総務課長が指定するものを除き、職場で使用している全ての文書等について旧姓を使用することができるものとする。	那須烏山市議会	1	2	1	那須烏山市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1 1	1 1 1 1	1

18 市	市						市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査						
1 区 町 村	区町	職員の通称又は旧姓の使	吏用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 : 問1で1. を選択した場 会、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。 	問5 問6 問1で1.を選択した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下 てくださ 1. 明 2. 明 3. 明	で事由に い。  記した規!  記した規!  記した規!	ついて1〜 定がある 定はないか 定がなく、〕	観点からの欠 4のいずれか 、運用上認め 軍用上も認め 過去に事例が	かーつに〇: めている っていない	つい をつけ
	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	産前産後期間よりも短い。 い。 2. 労働基準法65条の	<ul><li>間を明記した規定がある。</li><li>2. 産前産後期間を明記した規定はない。</li></ul>		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他
9 216 T	下野市	2	下野市議会	1	3	1	下野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
9 301	上三川町	4	上三川町議会	1	2	1	上三川町議会会議規則第2条第2項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日 の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産日の後8週間を 経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
9 342 1	益子町	3	益子町議会	1	2	1	益子町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
9 343 元	笠木町	4	茂木町議会	1	2	1	茂木町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合によっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
9 344 7	市貝町	1	市貝町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しく支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。(適用職員) 市貝町議会	1	2	1	市貝町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
9 345 5	芳賀町	2	芳賀町議会	1	2	1	芳賀町議会会議則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
9 361 =	壬生町	3	壬生町議会	1	2	1	壬生町議会会議規則第2条2項 壬生町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。		1	1	1	1	1	1
9 364 里	野木町	1	野木町職員旧姓使用取扱規定 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員 が職務に関し、改正前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)につ いて必要な事項を定めるものとする。 野木町議会	1	2	1	野木町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産 予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議 長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
9 384 ‡	<b>塩谷町</b>	3	塩谷町議会	1	2	1	塩谷町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
9 386 류	高根沢町	1	高根沢町職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、町長の承認を受けて、職員の間で使用している文書及び軽易な文書等で職 務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、旧姓を使用 することができる。	1	2	1	高根沢町議会会議規則第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過 する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席を提 出することができる。	2	1	1	1	1	1	1

都道府帰	区	下			うちどれか。	期間の明記はあ  るか。 	問4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1. を選护	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査    問6   沢した場合、休暇期   問5で1.を選択した場合 いて減額の規定はあ   該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の事由につてください。 1. 明記した規定 2. 明記した規定 3. 明記した規定	D両立の観点からの欠席事由 いて1~4のいずれか一つに がある はないが、運用上認めている がなく、運用上も認めていない がなく、過去に事例がない	Oをつけ
] 	村	<ul><li>運用上も認めていない。</li><li>4. 明記した規定がなく、</li><li>過去に使用した事例も判断したこともない。</li></ul>	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者 の 育児 出産	家族の 家族の 看護 介護 疾病	その他
9 4	7 那須町	4	那須町議会	1	2	1	那須町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産 予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議 長に欠席届を提出することができる。	2		1 1	1 1 1	1
9 4	1 那珂川町	т 4	那珂川町議会	1	2	1	那珂川町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1	1 1 1	1

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都「	市					市	区町	村 議 会 の 議	員 の 両 立 支 援 体	制に関す	する調査				
府日	区	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が請会に設置または提供されているか。	問10 議議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問11 問10で1.	を選択した	に場合、行っ	っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材重 画「政治分野におけるハスメント防止研修教材」の 利用	ラ  修(ハラスメント防止	問15 する研 議会において、通称又は Eに関す 姓の使用を認めています ていま か。	問16 :旧 問15で、1. を選択した場合 ・ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	 
県コード		1. 人員及び場所の設置 または提供がされてい る。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供 がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 共 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	定すハ	を設置しているする議員向け相談窓口2.ハラスメントに関	を行っている別がいる議員向け研りの表別がある。	4 そ の 他 その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	取り組む予定である	る。 2. 明記した規定はない う後、取 が、運用上認めている。	運		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
		0	2	2 6	2 0	0	0	0 0		0	0 3	1 2			6 19
		0	0	17	0	0	0	0		0	22	0			0
		24	22		0	0	0	0				22	   宇都宮市議会議員の通称又は旧姓使用取扱弱   細	<u> </u>	『宇都宮市地域防災計画【震災対策編】』
9 2	)1 宇都宮市		4										(趣旨) 第1条 この要綱は、宇部をはいて使用25年の日本の原子について、公職選手を表生のの事務を表示のでは、議員のよいのでは、一次のでは、「議員のよいでは、「議員のよいでは、「大きない。」、「大きないる。」、「大きないる。」、「大きないる。」、「大きないる。」、「大きないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる		市民まちづくり部 男女共同参画班 ※男女共同参画明 (男女共同参画班 (男女共同参画班 (1) 避難所の管理運営に関すること。 (2) 所管施設への避難情報の伝達に関すること。 (3) 避難所からの物資等回収に関すること。
9 2	02 足利市	4	4	2							3	2		内閣府公表の動画「政治分野に おけるハラスメント防止研修教 材」を全議員へ周知した。	2

都市市	市			<del></del>	区 町 村 議 会 の 議	員の両立支援体	まり 制 に 関 す	る 調 査				
道 区 [		問8 問9 議員の利用することので 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に 設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問11 問10で1. を選	尺した場合、行っている取組みは、次のうちどれか	問12 。 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラ スメント防止研修教材」の 利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。 地域防災計画や避難 含む)に、男女共同参 具体的な役割が明確	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
県 村	村	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 3. 設置または提供する 7定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	定等)がある関する規定(倫理・ハラスメント防・のラスメント防・ののでは、	援ハ をすい 4 で で で で で で で で で で で で で で で で で で		1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。	2. 行っていないが、今後、 取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2. 明記した規定はない		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
F   F   2	名	4. なし		規止「	1関 修止							佐野市地域防災計画 【風水害等対策編】第3章 災害応急対策計画
0.204 仕服	±											第6節 避難対策計画 第6 避難所の開設、運営 2 避難所の運営 (6)市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。また、佐野市男女共同参画推進センターは、女性に対する暴力等の相談窓口の情報提供に積極的に努める。
9 204 佐野市	T		2					3	2			【震災対策編】第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策計画 第2 避難所の開設 4 避難所の運営 (6)市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更な室や授乳室の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。また、佐野市男女共同参画推進センターは、女性に対する暴力等の相談窓口の情報提供に積極的に努める。
9 205 鹿沼市	市	4 4	3					3	4		2	日光市地域防災計画 (P124)
9 206 日光市	市	2 1	2					2	4		1	市(教育部・健康福祉部等)は、避難所等の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努める。特に女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。※R03まで男女共同参画担当部局は健康福祉部
						小山市議会議員の政治倫理に関する条例 第3条(5)					政治分野への女性活躍推進セ ミナーを実施予定	
9 208 小山市	市	4 4	1	1		セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおれのある行為をしないこと。	ij	3	4		2	
9 209 真岡市 9 210 大田原 9 211 矢板市	市 原市 市	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	3 3					3 3	4 4		2 2	
9 213 那須塩			1	1		那須塩原市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第2条 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行を慎むとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のハラスメントを行わないこと。	為	3	4		2	
9 214 さくら下	市	4 4	3					3	4			さくら市災害対策本部事務分掌 総務企画班(7)避難所運営時の男女共同参画 に関すること。
9 215 那須息 9 216 下野市	烏山市	4 4 4	3 2					3 3	4 4		2 2	
9 215 那須烏 9 216 下野市 9 301 上三川 9 342 益子町 9 343 茂木町	川町 町 町	4 4 4 4 4 4	3 3					3 3	4 4 4		2 2 2	
9 344 市貝田		4 4	3					3	4		1	市貝町地域防災計画 第6節 避難対策 第3 避難所の解説、運営 2 避難所の運営 (6) 町は、避難所の運営における女性の参画 を推進するとともに、男女のニーズの違い等男 女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更 衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所におけ る女性や子どもに対する暴力防止と安全性の 確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭 のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっ ては、男女共同参画センターなどを積極的に活
9 345 芳賀町	<del>I</del> T	4 4	3					3	4		2	用する。

	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
府	町		問8 情 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメン 「 ト防止に関する取組を 行っているか。	問11 問10で1. を選択し	た場合、行っ	ている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	画「政治分野におけるハラ	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	姓の使用を認めています	問16 目 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを) 含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
	村コード	町村	または提供がされてい 2 る。(臨時のものも含む) 7	3. 設置または提供する予定である。	後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	等るラ │ ≌ 昌 ラ	を行っているいうスメント防	4 そ の 他 その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、 取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 り組む予定もない。	2. 明記した規定はない			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
ç	9 361 ∃	壬生町	4	4	3						3	4			王生町地域防災計画     P335 2第7節 避難対策計画     キ 町は、避難所の運営における女性の参画を 推進するとともに、男女のニーズの違い等男女     双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣     室や授乳室、物干し場の設置、避難所における     安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズ     に配慮した避難所の運営に努める。	
	9 364 里		4	4	3						3	4		議員向けに実施はしていないが、議員向けの研修が実施された場合に議員が任意で参加することがある。		
g	9 384 坎	<u> </u>	4	4	3						3	4			2	
	386 層	<u> </u>	4	4	3		-				3	4		-	2	
	7 40/月	沙汉巴 水和山叶	4	2	2		+				2	4	+		2	